# 東別院漁業協同組合京内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、東別院漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第13 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のす る当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、ます類をいう。以下同 じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認 を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券及び日券 については、組合の発行する遊漁券を事前に購入し、遊漁の際は、所持しなければならない
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して、組合 員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採 捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認 をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

## (遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により ウ 欄の統数又は規模の範囲内において工欄の区域及びオ欄の期間内でなければならない。

1019 - 10000000	70 10C 10 THUI	<u></u>		7911111 1 ( 0.17 4 010 0. 0. 0 0. 1
ア魚種	イ方法	ウ統数又は 規模	工区域	才期間
あゆ	手釣 竿釣	1		5月30日から12月31日まで の期間内で、組合が定めて公表 する期間
_ \ \ \	たも網 刺網	1人1竿 1人2統	京都府と大阪府と	1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで
うなぎ	<b>竿</b> 釣 <b>筌</b>		の安威川右岸、左 岸境界を結んだ線	1月1日から12月31日まで
ます類			から上流の東掛川	3月1日から9月30日までの
(あまご)	手釣		及び栢原川	期間で、組合が定めて公表する
(にじます)	竿釣	1人1竿		期間
ます類	たも網	1人2統		3月16日から9月30日までの
より短 (いわな)	刺網			期間で、組合が定めて公表する
(v ·4)/1)				期間

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

#### (禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域に おいては、ウ欄の期間は、遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間			
全漁業権	京都府と大阪府との安威川右岸、左岸境	4月1日から12月31日までの期間			

魚種	界を結んだ線から上流の東掛川及び栢原	内で、	組合が定めて公表する期間
	Л		

#### (体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものは これを採捕してはならない。

ア名称		イ全 長	
	z v	15cm	
	うなぎ	30cm	
ます類	あまご	12cm	
	いわな にじます	15cm	

# (遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券及び日券においては、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については30パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

, 90			
魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	年券	6,000円
あゆ	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日券	2,000円
ΣV)	手釣、竿釣	年券	2,500円
ます類		日券	700 円
うなぎ	竿釣、筌	年券	2,500円
全魚種	たも網、刺網	年券	5,000円

- 2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、 遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額

## (遊漁承認証等に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りでない。

### (遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはな らない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が魚漁法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

# (漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

# (違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

## (適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

#### (雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

## 附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。